見本

令和六年度前期日程入学試験学力検査問題

国　語

文学部・教育学部・法学部・経済学部（文系）

令和六年二月二十五日　十三時三十分～十六時（一五〇分）

注　意　事　項

一、試験開始の合図があるまで、この問題冊子、解答用紙を開いてはいけない。

二、この問題冊子は、二十一ページである。問題冊子の白紙のページや問題の余白は草案のために使用してよい。なお、ページの脱落、印刷不鮮明の箇所などがあった場合には申し出ること。

三、解答は、必ず黒鉛筆（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペン・万年筆などを使用してはいけない。

四、解答用紙の受験記号番号欄（一枚につき二か所）には、忘れずに受験票と同じ受験記号番号をはっきりと判読できるように記入すること。

五、解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入すること。各問とも解答の指定字数には句読点・括弧等を含む。

六、解答用紙を持ち帰ってはいけない。

七、試験終了後、この問題冊子は持ち帰ること。

一　次の文章を読んで問いに答えよ。

二〇世紀は植民地帝国と共に始まり、国民国家の時代を経て、いまその黄昏（たそがれ）を目撃しつつある。こうした変化が何によってもたらされたかという問題を立てると、多くの場合、経済的な説明が前面に出てくることになる。すなわち、産業資本段階から独占資本段階への変化など、多かれ少なかれマルクス主義的な傾向を伴う説明である。しかしながら、政治的な単位の形成を、経済的な要因のみに帰することには無理があるように思われる。例えば、産業化のために有利なものとして国民国家が選択されたという命題を考えてみよう。後にもふれるように、一旦（いったん）国民国家という枠組みをつくることが選択された後に、そこでの国民形成（ア）（「国民化」）が産業労働者の創出と不可分であり、産業化に大いに寄与するようになったことは事実である。しかしながら、こうした説明では、なぜ産業化がそもそも必要だったのかということが無視されている。産業化はなぜ必要だったのか。それは、国民に食べさせるためである。他の諸々（もろもろ）の人間たちから区別された国民という一定の集団について、その生存を確保し、その繁殖を促すことが課題として意識されたからこそ、産業化が必要になった。その意味では、産業化に論理的に先立つ形で、国民という単位が選択されているのである。もちろん、このことは、国民という単位が、真空状態の中で、フリー・ハンドで選ばれたという意味では全くない。それは、ある一定の歴史的な条件の下で選択されたし、歴史的な条件の中には、どのような規模でどのような文化的凝集性を持つ政治的単位が、その当時の経済的な与件に最もガッチ(1)するかという点、すなわち経済的な要因も含まれていたに違いない。そもそも、後にもふれるように、一旦ある「群れ」が囲い込まれた後には、その「群れ」を同質化する必要があるとされる以上、単位を決める際には同質化が容易かどうかの見込みも当然カンアン(2)されたであろう。そこに、何らかの人種的（ないしエスニック）な特徴や文化的な伝統を共有するとされる、民族なる単位が前面に出てきやすい事情があった。そして、民族という単位が他の単位と異なる自然的なものとして特権化されたときに、あらゆる問題が噴出することになったのである。しかし、それに先立って、ある一定の群れに餌（えさ）を与え続けることを最大の政治的課題と見なす考え方がかなり広範に共有されていなければ、二〇世紀におけるような、国家と産業化を不可分とする考え方が生まれないことに注意する必要がある。一定

の土地を領土として保有し、その上に乗っている人間たちを形式上「支配」することに主眼を置き、その人間たちの活力に一義的には関心を持たないような政治もありうるからである。

フーコーは「全体的かつ個別的に」と題する講演で、プラトンの『ポリティコス』における「政治的なるもの（ポリティケー）」の規定の仕方に注意を促している。そこでプラトンは、一種の神話の形をとって、神が直接人間を率いていた時代には、人間は神によって飼育されていたが、宇宙の大変動の後、人間が人間を率いる時代になると、そうした神の役割を引き受けられる人間はもはやいなくなったと述べる。人間に餌を与える仕事、個々の人間の世話をする仕事は、農夫や医者などが分担することになる。そして、政治家は、そうした動物飼育術とは全く無縁に、人間の群れ全体を大所高所から管理する仕事に従事するものとされるのである。このような「動物飼育術」と「政治的なるもの」との分離という考え方は、その後の政治理論のあり方を大きく規定することになった。マキアヴェッリをはじめとする近代政治理論の主流は、動物飼育術にかかわることなく、国家という政治的な単位の枠組みの維持を自らの課題としたのである。そこでは、個々の人間がどのような生活を送るかは、政治が介入すべき問題ではないとされた。

しかしながらフーコーによれば、こうした政治理論のいわば王道とは別の流れとして、一方で動物飼育術としての政治観(イ)はしっかりと生き残ってきた。それは、群れの構成員の安全や物質的欲求充足についての全責任を引き受ける「牧人＝司祭(pasteur)」というキリスト教的観念と結びつき、一六世紀以降に「国家理性」論として再び政治の舞台に登場することになったというのである。その意味で、同時代人であるマキアヴェッリと国家理性論者たちとの微妙なすれ違いは、プラトンによって分離された二つの政治観のニアミスと呼ぶこともできるかもしれない。フーコーが強調するところでは、この時代に国家理性と呼ばれたものは普遍的なものとしての理性とは無縁であり、特定の国の国力を高めるための技術的な知の体系にほかならない。そして、国力とは、結局のところ、国の構成員である群れの人口や生産力であるとされていたのである。こうした動物飼育術としての政治観は、その後、ドイツをはじめとするポリツァイ（ないしポリス）学に継承され、今日の福祉国家に至るとフーコーは述べている。領土内の治水や土木から商業や交通の管理、そして貧民対策に至るまでをポリツァイの領域として国が担当するという

考え方は、たしかに動物飼育術の延長上にあると言えよう。

フーコーと共に、こうしたいわば政治理論のもう一つの流れに注目することで、われわれは何ができるのか。それは、国家というものの成り立ちをもっぱら法的な観点からナガめた時に見失われるものの復元である。政治理論の主流は、法的な言説によって国家の成り立ちを説明してきた。その典型は主権論であって、国家は絶対的かつ排他的な「主権」を持つシコウの存在であるとそこでは定義される。もう一つの典型は社会契約論であり、そこではまず契約を結ぶ能力を持つ法的な主体ともいうべきものが想定される。そして、そうした主体相互の契約の帰結として、国家が形成されるとする。この主権論と社会契約論はルソーにおいて結合し、人民主権論を形成することになるが、そこにおいても、問題にされているのはプラトン以来のいわゆる「政治的なるもの」の成立過程、すなわち他のいかなる単位とも質的に異なる特権的な政治的単位の成り立ちにほかならない。そうした法的な言説にももちろん一定の説得力はあるが、そうした言説が主導権を握ることで、国家の成立にかかわるいくつかの重要な事柄が隠蔽されてきたのではないだろうか。第一に、契約の母集団としての「群れ」がどのように区切られたかは不当に語られないできた。「自然状態」のようなごく一般的な想定から始まって、特定の国家の成立が語られることは考えてみれば異様なことである。社会契約論の内部には、社会契約に現に参加した人々が当事者であるという論理しか存在しないが、そうなると、あらゆる疑問が噴出してくる。なぜ、その場にいなかった、一度も明示的に契約に参加していない世代にまで効力は及ぶとされるのか。逆に、ある人々が契約の当事者適格を否定されているのはなぜか。もしも契約そのものが社会をつくるのであれば、趣旨に賛同しない人々がいつでも離脱できる一方で、賛同する人々なら誰でも参加できるはずである。しかるに、ある人々は契約の主体であるとあらかじめ見なされ、別の人々は契約からあらかじめ排除されているようである。それは、実際には契約に先立ち、征服などのしばしば暴力的な経緯によって「群れ」の範囲が区切られたからではないか。そして、契約が自発的であるという前提を維持するために、そうした経緯について沈黙しているのではないか。第二に、国家の成立を法的な言説を通してのみ説明すると、「群れ」に対して加えられた「国民化」権力の重大性を過小評価することになりかねない。この点は、監獄制度の成立についてのフーコーの議論と実は関係している。フランス革命以後に、従来の公開処刑を中心とする行刑制度が改められ、それまではあ

まり見られなかった監獄という制度が一般化していくのは、残酷な刑罰に対する人道主義的な配慮が行き渡ったことと、人民主権論の下で、社会契約の主体にふさわしい市民に犯罪者を生まれ変わらせる必要性が意識されるようになったからであるというのが普通の考え方であった。これに対しフーコーは、たしかに法学者たちはそのように論じたが、実際に監獄を運営する人々の動機づけは全く別のところにあり、「群れ」の管理こそが彼らの目的であったと指摘した。すなわちフーコーによれば、社会契約などの法的な考え方とは別系統のものとして、すでに存在する群れを管理し、円滑に運営するという技術的な要請があり、両者は相互に支え合ったり対立したりしながら、監獄という制度を作り上げたのである。同じような事情は、国家についても見てとることができるのかもしれない。すなわち、政治的な単位の枠組みづくりが法的な言説を伴いつつ行われたとしても、それと並行する形で、群れを管理する動物飼育術的な配慮もはたらいたのではないか。

このように考えないと、近代において、しかしとりわけ二〇世紀において大きな問題となった「国民化」の問題を正しく位置づけることはできそうにない。フランス革命をはじめとする一連の市民革命は、国民が法的主体であると宣言した。もしも国家が単に法的な現象であるなら、それ以上必要なことは何もないはずである。国民を法的主体と定義することができた以上、国民は主体であり、主体以外の何物でもないからである。しかしながら、周知の通り、国家がその領域内の人々に強くはたらきかけ始めたのは、そうした宣言の後のことである。法の上では、すでに人々は法的主体として同質であるとしても、実際の生活においては、生活様式の点でも言語の点でも、領域内の多様性は(5)ケンチョであった。こうした多様性を抑圧し、同質的な「国民」をつくり上げるために、義務教育等を通じて平準化・規格化が進められていく。それもこれも、工場における規律化された労働や軍隊における集団生活に耐え、群れの生活を安定化させて国力を高めることが、国家の主たる存在理由であったことと関係している。

重要なことは、こうした動物飼育術への傾斜が、ある特定の人々による陰謀にとどまらないということである。国民への規律化は、国民が一方的に被害を受けたとか搾取されたということでは必ずしもない。国民化はたしかに社会のあらゆる場所で摩擦を生み、抵抗を惹き起こした。しかし、そもそもなぜ国民化が必要になったかと言えば、それは先にもふれた通り、国民に食べ

させるためなのである。そして、国民一人ひとりも、自分たちの生活を安定させたいという願いから、国家が国民の生活に責任を持つという国家理性論を支え、そうした責任を全うするために国家が国民を動員することを可能にした側面を否定することはできない。「安全(security)」への関心が、あらゆる国家の起源である。

したがって国民化の圧力が、構成員の平等性を前提とする考え方が最も広まった二〇世紀に頂点に達したことは何ら偶然ではない。国民という集団の同質性を前提とする国民的デモクラシーの下では、国民の内部にあるさまざまな差異は不自然なものとされ、不純物として除去される。また、国民に対して財政的に「答える責任(accountability)」を負えば負うほど、国民の福祉を阻害し、国力の増進に寄与できないような人間はますます排除されなければならないことになる。こうした傾向が極端な形態をとったのが、全体主義体制にほかならない。いわゆる社会主義国では、産業化の遅れた地域を強制労働によって産業化しようと、きわめて強い国民化圧力が加えられることになった。ドイツ人たちは、生物学的な特徴にもとづいて人間を自然的な群れに区分できるという考え方に、他の誰よりもとりつかれ、一定の領域内に異なる(とされる)群れが混在している場合には、ある種の群れを外に追い出すこと、それが無理なら抹殺することを当然と考えるようになったのである。これら二つの類型を全体主義と総称すべきかどうかについては議論があるが、いずれも、内部を全体化する強い圧力を伴う体制であったことは否めないであろう。しかも、全体主義国家と呼ばれなかった場所も、こうした傾向と無縁ではない。福祉国家を最も高度に実現した北欧諸国で、「障害者」への断種が最近まで行われ続けていたという事実は、その一例にすぎない。国民の福祉に責任を負う国家は、すでに出生し国民の一員となった障害者には手厚いケアを行う一方で、障害者が増加して福祉水準の低下をきたすことを回避しようとしたのである。

(杉田敦『境界線の政治学』による)

(注) ○フーコー――ミシェル・フーコー(一九二六―一九八四)、フランスの哲学者。主著に『言葉と物』、『監獄の誕生』、『性の歴史』などがある。

○ポリツァイ学――一七―一八世紀に今日のドイツ、オーストリアなどに当たる中央ヨーロッパで発達した学問分野。ポリツァイは現代ドイツ語では警察を意味するが、ポリツァイ学では警察・治安に限らず、貧困対策などの福祉分野も含む幅広い国内行政全般を取り扱った。

問(一)　傍線の箇所(1)(2)(3)(4)(5)の片仮名を適切な漢字に書き改めよ。

問(二)　傍線の箇所(ア)に「国民形成(「国民化」)」とあるが、これはどのような政策を指しているか。本文の内容に即して三十五字以内で説明せよ。

問(三)　傍線の箇所(イ)に「動物飼育術としての政治観」とあるが、筆者はこれをどのような政治観と捉えているか。本文の内容に即して四十字以内で説明せよ。

問(四)　傍線の箇所(ウ)に「そうした言説が主導権を握ることで、国家の成立にかかわるいくつかの重要な事柄が隠蔽されてきたのではないだろうか」とあるが、「いくつかの重要な事柄」とはどのようなことか。本文の内容に即して七十字以内で説明せよ。

問(五)　傍線の箇所(エ)の「とりわけ二〇世紀において大きな問題となった『国民化』の問題」とは、どのような問題か。本文の内容に即して七十五字以内で説明せよ。

二　次の文章は、作家の向田邦子と親交があった演出家・プロデューサーの久世光彦によるエッセイ「おしゃれ泥棒」の全文である。読んで問いに答えよ。

毎年、命日の八月ごろになるとかならずどこかの雑誌が〈向田邦子特集〉というのを出す。一周忌とか三回忌とかいうのならわかるが、毎年である。三島由紀夫だってそんなことはなかった。売れると思うから特集をするのだろう。大したものである。わたしが言うのも変なものだが、向田邦子に成り代わって読者の方々にお礼を申し上げたくなる。

そういう中で、いろんな向田さんゆかりの人たちが、生前彼女から何をいただいた、送ってもらったという思い出話をしている。絵だとか茶碗だとか、手に入りにくい昔の本だとか、ときには豪勢にエメラルドの指輪なんてのもある。いまとなってみれば、どれもさぞかしいい思い出であろう。羨ましい。私など、どこを探したってあの人からもらった物など出てきはしない。それどころか、奪られてばかりいた。〈取られた〉などという生やさしいものではない。奪われたのである。

欲しいと思ったものを、人から奪れるようでなければ人間一流じゃない。向田邦子はこんな恐ろしいことをよく言っていた。言っていただけでなく実践もしていた。さすが実践女子大出である。私の被害品の筆頭は、何といっても万年筆である。そのころ私は、握りがほどよく細く、重みが適当で、握りの部分の金属の彫り込みのせいで手が滑らないレディス・パーカーを愛用していた。別に物を書く商売ではないが、流行りのボールペンというのがなんだか気に入らなくて、頑固に万年筆に執着していたのである。(ア)いま思えば、ボールペンや鉛筆に見向きもしなかったのが私の不運だった。万年筆には、ちょうど使いごろというものがある。おなじタイプでも手になじむまでに時間がかかるし、ペン先がほどほどに摩滅して滑るでもなく引っかかるでもなくなるためには、実際何千文字かを書かなければそうはならない。だから、具合がちょうど良くなると嬉しくなって、さして用もないのにあちこちに手紙を書いたりする。どうしてわかるのか、そのころになるときまって向田邦子の魔の手が伸びてくるのである。「ね」「なんでしょ」「いま万年筆持ってる?」「持ってますけど」「貸して」「……」「貸して」。私はおずおずと大切に育てたレディス・パーカーを差し出す。さらさらさらと、彼女は自分の原稿用紙の上に二、三行いたずら書きをする。とても書きよさ

そうである。「とてもいいわ」「でしょ」「ちょうだい！」。

いつもそうだった。(1)理不尽な話である。何の負い目もないのに、私の万年筆はその日から向田邦子の所有物になる。善良な農民たちが汗を流して穀物を育て、それが豊かに実ってさあ収穫というころを見計らって襲ってくる『七人の侍』の野伏せりとそっくりである。そしてこの野伏せり、一応は言うのである。「その代わり、この部屋にあるもの、なんでも持ってっていいわよ」。持って行くものなどありはしない。壁の〈僧敲月下門〉という中川一政さんの書を欲しいと言ったってくれるわけがない。「そう。じゃ、こんどなにか御馳走する」。これで終わりである。もちろん御馳走のことは、すぐに忘れてしまう。

けれど、しばらく経って原稿をもらいに向田さんの部屋へ行くと、机に猫背になって必死に書いている。握りしめているのは嘗ての私の万年筆である。なんとなくほっとしてしまう。それでも未練がましく訊いてみる。「書きやすいですか？」「いいわよ、最高」。こうして、いったい何人の気の小さい男たちが騙され、奪われたことだろう。私は向田邦子との二十年の間に、すくなくとも十本の万年筆を強奪されている。いまでも思い出すと腹が立つ。が、こうなると半ばマゾヒズムの世界で、奪られることを覚悟の上で、私は新しく万年筆を買ってきては日夜書きやすくなるまで育てるのだった。

向田さんの乗った飛行機が墜ちて、向田さんはいなくなった。その年の暮れに文春から追悼のグラビア誌が出た。遺された身のまわりの物を撮った写真の中に、小包みの紐で束ねた数十本の御用済みの万年筆の束があって、その中に忘れもしない私のレディス・パーカーが三本ばかりあった。私は執念深いからちゃんと覚えていた。あの黒ずんだのは、いちばん最初の被害品、気持ち太めなのは「貫太郎一家」のころ、それから先は涙で見えなくなった。(イ)私が向田さんのことで泣いたのは、たぶんこのとき一度だけである。

万年筆のほかに私が向田さんに奪われたものと言えば、〈話〉である。私のした話を脚本の中で使うということである。いつものように二人で馬鹿話をしていると、突然真顔になって「いまの話、ちょうだい」というのがよくあった。会話に著作権はないのだから、黙って使えばいいものを、(2)律儀に断るところが向田さんらしい。と言っても、あまり上等な話を私がするわけがない。

たとえば、日の丸の旗はデパートの何売場に行けば売っているかとか、銀座界隈のデパートで、一日中地下の食品売場を流して歩く有名な婆さんがいて、試食品という試食品を軒並み食べ歩いているという話とか、草野球でセカンドへ盗塁した奴が滑り込んだ拍子にコンタクト・レンズを落としてしまい、敵も味方もセカンド・ベースに集まって地面に這いつくばって探しているうちに、グラウンドの使用時間が切れてしまった話とか、まったく文芸的ではない話ばかりだったが、向田さんはそんな下らない話に限って欲しがった。そしてしばらくして放送された彼女のドラマを見ると、その話がなんともうまく、おかしく、ときに物悲しく使われていて感心するのが常だった。見るからにいい話というのは嫌いだった。粗忽で、馬鹿まる出しみたいな話で下世話に笑わせておいて、最後のワンシーンで嘘のように洒落て幕を引いてみせる手際は、熟練の泥棒のようにみごとなものだった。(ウ)向田さんは、身軽で可愛いおしゃれ泥棒であった。

本当に役にも立たない話ばかりしていた私たちだったが、それでもときには、二人とも黙り込んでしまうみたいな話に、(3)ゆくりなくも出会ってしまうことがあった。私は欲が深いから、ドラマにならないかしらと、さりげなく言ってみたりする。向田さんは少し悲しそうに首を振る。本当にいい話は、芝居にも小説にもならないと言うのである。人生にはかなわない。とてもかなわない。でも、そういう話にもしかして自分が登場することだってあるかもしれないんだから、そう思えばいいじゃない。そう言いながら、やっぱり悲しそうだったのは、書くということが人生にかなわないことが口惜しかったからなのか、それとも、いい話がいつも自分の人生の脇をすり抜けて行くのが淋しかったからなのか、私にはいまでもわからない。覚えているのは、うつむき加減のあの人の、不幸な横顔だけである。

欲しいと思うものを、奪れるようでなければ人間一流でないと言っていた向田さんが、たった一つ、奪れなかったものがある。他人の幸せである。さびしい恋をしていた。あの人の恋は、みんなそんな恋だった。ここで自分の気持ちを通したら、きっと誰かが一人不幸になる。そういう赤提灯の歌謡曲の世界で泣いていた。ちっともおしゃれでない殺伐とした風景の隅っこで、じたばたしていた。なんとなく、私は知っていた。なんとなく、私が知っているということを彼女も知っていた。私にも他

人に言えないいろんなことがあった。私たちが実に長い間、とりとめのない世間話や昔話ばかりして暮らしたのは、その辺を、二人息を合わせて避けていたということかもしれない。あの人もそうだったとは言わないが、私の方はあの人と終わりのない話をしている間、肩の荷物の重さを忘れていたような気がする。

人の万年筆を奪るのは上手だったが、恋については素人みたいに下手な人だった。泥棒の七つ道具どころか、テクニックの一つも持ち合わせていなかった。それはたとえば、おしゃれ泥棒とは似ても似つかない、白鉢巻きに竹槍かかえた、戦時中の女学生のようだった。竹槍で人が殺せるものじゃない。ましてや他人の幸せを掠め盗ることなどできようはずがない。そんな気弱な泥棒だった。泣き虫の泥棒だった。

しかし、所詮は人の幸不幸、他人の私に推し量れるものではない。向田邦子という人は、あれで結構いろんな人が言うように、ケ・セラ・セラの陽気なおばさんだったのかもしれないし、自身で常々言ってたように、めんどくさいから結婚しなかったのかもしれない。こっちの趣味で人のこと、いかにも意味ありげに、深刻ぶってあれこれ言うのも品がない。あの人もよく言っていたではないか。(エ)お互いに、自分の頭の蠅を追いましょう。

（久世光彦『向田邦子との二十年』による）

（注）
○レディス・パーカー――イギリスの筆記具ブランドであるパーカー社の女性向けに作られた万年筆。
○七人の侍――黒澤明監督による時代劇映画。一九五四年公開。
○野伏せり――山野に潜み強盗をはたらく武装集団。
○僧敲月下門――唐の詩人賈島の詩の一句。「推敲」という言葉のもとになった。
○中川一政――一八九三年生まれの洋画家。向田邦子の代表作『あ・うん』の装丁を手がけた。
○貫太郎一家――一九七四年に放映された向田邦子脚本、久世光彦プロデュースのテレビドラマ『寺内貫太郎一家』。

○ケ・セラ・セラ――スペイン語起源の語で「なるようになるさ」の意で用いられている。一九五六年に公開されたアメリカ映画『知りすぎていた男』の主題歌のタイトルで、当時の流行語になった。

問(一)　傍線の箇所(1)(2)(3)の意味を文脈に即して簡潔に記せ。

問(二)　傍線の箇所(ア)に「いま思えば、ボールペンや鉛筆に見向きもしなかったのが私の不運だった」とあるが、それはなぜか。本文の内容に即して三十字以内で説明せよ。

問(三)　傍線の箇所(イ)に「私が向田さんのことで泣いたのは、たぶんこのとき一度だけである」とあるが、この時筆者はなぜ泣いたと考えられるか。本文の内容に即して八十字以内で説明せよ。

問(四)　傍線の箇所(ウ)に「向田さんは、身軽で可愛いおしゃれ泥棒であった」とあるが、「おしゃれ泥棒」とは、どのような存在か。本文全体の内容を踏まえて四十字以内で説明せよ。

問(五)　傍線の箇所(エ)に「お互いに、自分の頭の蠅を追いましょう」とあるが、筆者は向田邦子のこの言葉をどのようなメッセージとして理解していたのか。本文の内容に即して六十字以内で説明せよ。

三　次の文章を読んで問いに答えよ。

その頃しも、都に口痺の妙薬をおぼえて秘蔵しける者ありけり。一休、奇特を聞こしめし、(1)いかにもして知らばやと思しめされ、やがてたづね会ひ給ひて、「しかじかの御薬を知らせ給ふよし承りおよび候ひて、あはれ、この愚僧、御相伝を受けたく存じ、はるばるこれまでたづね参り候ふ」と申されける。

かの人承り、「なかなかのこと。さる妙薬を我ら代々伝へ来り候へども、一子相伝の秘法なれば、他にもらすこと、思ひもよらず。さりながら、気色ゆゆしき御僧と見奉れば、いなびがたくもこそ候へ。深き御執心にてわたらせ給はば、他に口伝あるまじき御起請を書かせ給へ。しからば、ゆるして教へ侍らん」とぞ言ひける。和尚聞こしめされ、「我が身の大事。(ア)一代一紙の誓文なれども、愚僧に教へてたび候はば、心得侍る」とて、墨黒にこそ書かれける。

やがて習ひ得て、庵に帰り、あざ笑ひてのたまふやう、「人の病に薬となるべきものを秘蔵してひとりおぼえたらんは、慈悲のうとき心なり。これらのことを秘さうとせば、おそらくは秘しても秘しがたき一大事因縁をばいかがせん。さりながら、仏神の冥罰そらおそろし。(イ)さらば、札を書きて知らせん」とて、

一、口痺の薬のこと。もし口痺を病む者あらば、かならずみかんのさねを黒焼きにして飲むべし。治ることすみやかにして、ふたたび起こることなし。これ稀代の妙薬なり。

と書きて立てられける。

(ウ)教へける者、これを聞き、以ての外に腹をたて、背骨をいからかして急ぎ紫野に走り行き、一休をたづね出だし、「いかに、御僧。破戒無慙の売僧かな。何とて大事の秘薬を習ひ得て他に口伝せまじとて起請を書きながら、あまつさへ高札を立てて万人の目にさらすこと。いかなる曲ごとぞや」と、(2)しのびかねたるその風情、打ちはたしてもこらへがたく、真つ黒になりて怒りければ、さしもの一休なれども、喚き殺すかとぞ見えにける。

されども、おどろく気色なく、そらさぬ顔にもてなし、「あら、ことごとしの有様や。何ごとをかくはのたまふらん。起請を

書きしも誠なり。しかるに札を立てしもいつはりにあらず。さりながら、口伝せまじと書きぬれば、口伝は一人もせざるなり。札を立てじと書かざれば、立てたることがあやまりか。起請に少しもそむかざれば、仏神の罰もおそろしからず」とて、そらうそむいてましましける。

かの者、あくまでののしり、怒気におかされて方寸にせまりけるが、(エ)一言の抜け句に返答を奪はれ、言葉もなく帰りける。

（『一休ばなし』による）

（注）○口痺――喉痺。喉が腫れて痛む病気。　○口伝――秘伝、学問の奥義などを特定の人物に口で伝えること。
○御起請――起請文。誓約を破ったら仏神の罰を受けてもかまわないということを記した誓紙。
○一大事因縁――あらゆる衆生を救済するという、仏がこの世に出現した目的を指す言葉。
○みかんのさね――みかんの種。　○紫野――一休が住んでいた所。現在の京都市北区紫野。
○破戒無慙――戒律を破っても恥じないこと。　○売僧――僧侶を罵って言う言葉。
○口伝せまじ――「口伝すまじ」と同義。　○そらうそむいて――そらとぼけて。　○方寸――心。

問(一)　傍線の箇所(1)(2)を文脈に即して口語訳せよ。

問(二)　傍線の箇所(ア)「一代一紙の誓文なれども、愚僧に教へてたび候はば、心得侍る」を、文意が通じるように適宜言葉を補って口語訳せよ。

問(三)　傍線の箇所(イ)に「さらば、札を書きて知らせん」とあるが、一休がこのように決意したのはなぜか。本文の内容に即して六十字以内で説明せよ。

問(四)　傍線の箇所(ウ)に「教へける者、これを聞き、以ての外に腹をたて」とあるが、ここで「教へける者」が「腹をたて」たのはなぜか。本文の内容に即して四十五字以内で説明せよ。

問(五)　傍線の箇所(エ)に「一言の抜け句」とあるが、これはどのような言い訳か。本文全体の内容を踏まえて四十五字以内で説明せよ。

四 次の文章は、北宋の文人、蘇洵による「諫論」の一節であり、これに先立つ部分では、君主の過ちを指摘できる忠良な臣下の得難いことが論じられている。読んで問いに答えよ。なお、設問の都合上、一部訓点を省いたところがある。

今有三人焉。一人勇、一人勇怯半、一人怯。有下与レ之臨二乎淵谷一者上、且告レ之曰、「能跳而越、此謂二之勇一、不レ然為レ怯」。彼勇者(1)恥怯、必跳而越焉、其勇怯半者与二怯者一則不レ能也。又告レ之曰、「(ア)跳而越者与千金、不然則否」。彼勇怯半者(2)奔利、必跳而越焉、(イ)其怯者猶未能也。須臾、顧見二猛虎一暴然向逼、則怯者不レ待レ告、跳而越レ之如二康荘一矣。然則人豈有二勇怯一哉。(A)要在以勢駆之耳。君之難レ犯、猶二淵谷之難レ越也。所謂性忠義、不レ悦レ賞、不レ畏レ罪者、勇者也。(ウ)故無不諫焉。悦レ賞者、勇怯半者也。故賞而後諫焉。畏レ罪者、怯者也。故刑而後諫焉。先王知二勇者一不レ可二常得一、故以レ

賞ヲ為シ千金ト、以テ刑ヲ為シ猛虎ト、使ムレ其ヲシテ前ニ有リ所レ趨ムク、後ロニ有リ所レ避クル、其ノ勢ヒ不ラレ得ル不ルニ極言シテ規ただサレ失ヲ。此レ三代ノ所ゆゑ以ニ興おこスレ也。末世ハ不ラレ然ラ、遷うつシ其ノ賞ヲ於不ルニ諫メ遷スニ其ノ刑ヲ於諫ムルニ。宜むべナルカナ乎臣之ツグミ嚙ムレ口ヲ卷キレ舌シタヲ、而しかうシテ乱亡ニ隨フレ之ニ也。

（蘇洵「諫論」による）

（注）
○淵谷――淵や谷。　○須臾――非常に短い時間。　○暴然――非常に勢いのある様子。
○康荘――大通り。　○勢――抗あらがえない趨勢すうせい。変更不可能な情勢。
○犯――目上の人の体面を傷つけ、不興を買うこと。　○先王――昔の王たち。
○極言――力を込めて言うこと。　○三代――夏・殷・周の三王朝。太古の理想の時代。
○末世――衰亡の世。筆者にとっての現代を含む時代。

問(一)　傍線の箇所(1)「恥怯」、(2)「奔利」の意味を記せ。
問(二)　傍線の箇所(ア)「跳而越者与千金、不然則否」を口語訳せよ。
問(三)　傍線の箇所(イ)「其怯者猶未能也」、(ウ)「故無不諫焉」をすべて平仮名で書き下せ。現代仮名づかいでよい。
問(四)　傍線の箇所(A)「要在以勢駆之耳」とは、どのようなことか。本文の内容に即して三十字以内で説明せよ。
問(五)　君主を諫めるということについて、「三代」ではうまく行われていたのに「末世」ではそうではないのはなぜか。本文全体の内容を踏まえて筆者の考えを七十字以内で説明せよ。